

御坊市島字上三百歩内市有地の売却（公募）実施要領

御坊市（以下「市」という。）が、土地の売却処分を行うために必要な事項について、次のとおり定めます。

1. 売却に付する事項

- (1) 売却する市有地の区画（以下「物件」という。）は、物件調書のとおりです。
- (2) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。
- (3) 現地説明会は行いませんので、必ず現地の下見を行ってください。

2. 売却価格等

物件一覧（所在地：御坊市島字上三百歩）

物件 番号	予定地番	地目	地積測量図 による面積 (㎡)	面積 (坪)	価格 (円)	間口 (m)
①	626 番 40	宅地	31.34	約 9.48	363,500	約 6.2
②	626 番 32	宅地	60.90	約 18.42	560,200	約 11.2
③	625 番 9	雑種地	4.88	約 1.47	44,800	約 0.9
④	625 番 6	雑種地	64.78	約 19.59	595,900	約 12.1
⑤	625 番 8	雑種地	143.16	約 43.30	1,317,000	約 23.3

3. 購入申請に当たって

(1) 注意事項

- ① 購入を希望される方は、この要領を熟読のうえ申請してください。

(2) 購入申請資格

購入できる方は、日本国内に住民登録をしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人であって、次の①～②のいずれにも該当しない者とします。

① 次に掲げるもの

ア 成年被後見人

イ 未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがされている者

エ 破産者で復権を得ない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

カ オに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

キ オ又はカに該当するものの依頼を受けて物件を購入しようとする者

② その他市長が不適当と認めた者

4. 関係書類等の請求に関する事項

下記の書類を御坊市役所 4 階財政課で配布しています。

郵送希望の場合は、返信用封筒を同封のうえ、御坊市財政課まで請求してください。

- ア この要領
- イ 市有地購入申請書（様式第 1 号）及び別紙
- ウ 誓約書（様式第 2 号）
- エ 役員等調書及び照会承諾書（様式第 3 号）
- オ 物件調書
- カ 位置図・求積図・地積測量図の写し
- キ 全部事項証明書の写し
- ク 市有財産売買契約書（案）

5. 現地説明会等に関する事項

現地説明会は開催しませんので、各自で現地の下見を行ってください。

◆問合せ先：御坊市役所 4 階 財政課

電話：0738-23-5533 E-mail：zaisei@city.gobo.lg.jp

6. 購入申請及び資格審査に関する事項

(1) 申請

購入を希望される方は、下記の書類を提出してください。

※郵送も可とします。

◆提出先：〒644-8686 御坊市藺 3 5 0 番地 2 御坊市役所 財政課

記

【各書類様式】

- ア 購入申請書（様式第 1 号）

※共有名義で購入する場合は 別紙「⑦共有者（共有名義）」も必要です。

- イ 誓約書（様式第 2 号）

- ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第 3 号） ※個人の場合も必要です。

【添付資料】

- エ 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）

- オ 印鑑証明書

※エとオの証明書は、発行後 3 か月以内のものを各 1 通提出してください。

なお、提出された書類は返還できません。

※エとオについてはコピーでも可とします。

7. 資格審査

購入申請資格を審査後、市役所から購入可否の連絡を行います。

8. 売却の条件

物件の売買契約に際しては、次の条件を付しますので、あらかじめご承知のうえ、購入

申請してください。

- (1) 物件の使用に係る近隣住民との紛争については、買主の責任で真摯に対応してください。
- (2) 物件は現状有姿での所有権移転とし、既存の構築物、埋設物等の処分は買主の負担において行っていただきます。
- (3) 水道・電気・ガス等の引込みに係る費用等、物件の引渡し以後に必要な一切の費用は、買主の負担となります。
- (4) 買主が契約時に付された条件に違反した場合、市が違約金、損害賠償を請求する場合があります。
- (5) 建物等の建築に際しては、都市計画法、建築基準法等の法的規制のほか、この要領の定めに従っていただくことになります。
- (6) 買主は契約締結後、物件に数量の不足又はかくれた瑕疵（かし）のあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (7) 物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査は行っておりません。
また、境界の確認は分筆図面に基づいて買主が行ってください。
- (8) 物件の敷地内又は隣接地に電柱、空中架線等が設置されている場合、これらの移設費用等について、本人負担が伴う場合があります。手続き等の詳細については、設置者（電力会社、電話会社等）にお問い合わせください。
また、設置者又は市の都合により電柱等の移設ができない場合があります。
- (9) 物件の敷地内に電柱、フェンス、塀、柵、杭、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等の工作物、樹木等がある場合、市はこれらの改修・撤去費用等を負担しません。
- (10) 市有財産の売払いにおいて、市では購入資金の融資又は融資のあっせんは行っておりません。したがって、買主が準備及び諸手続を行うことになります。
また、代金の分割払いはできません。
- (11) 市において売買代金の納入を確認し、売買物件の所有権が移転した後は速やかに所有権移転の登記を行ってください。この際、登記に要する費用及び所有権の移転により発生する経費は買主の負担とします。

9. 契約の締結と物件の引渡しに関する事項

- (1) 契約の締結
 - ① 市有財産売買契約書（案）は別添のとおりです。
 - ② 契約に要する収入印紙代は、買主の負担となります。
- (2) 売買代金の納付
 - ① 売買代金は、契約締結日に一括で納入するものとします。（契約締結日は、事前に日程調整します。）
- (3) 所有権の移転及び物件の引渡し
 - ① 所有権は売買代金完納と同時に移転するものとし、代金完納後に所有権移転の登記手続きを行うものとします。
 - ② 引渡しは現状有姿とし、物件引渡し後に隣接者と生じた紛争に本市は介入いたしません。
 - ③ 所有権移転登記に要する書類作成経費及び登録免許税は、買主の負担となります。

10. 売却処分中止に関する事項

自然災害等の止むを得ない理由により本要領に基づく手続きを実施できないと認められるときは、売却処分を中止する場合があります。この場合、関連する手続きに要した費用を本市に請求することはできません。